

肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）

《制度の概要》

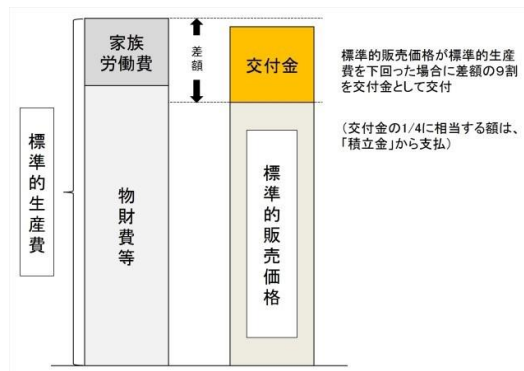
1 制度の目的

肉用牛経営安定交付金制度（牛マルキン）は、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）に基づく法律制度であり、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、肉用牛の生産者に対し、その差額の9割を交付金として交付することにより、肉用牛の生産者の経営に及ぼす影響を緩和することを目的としています。

2 制度の仕組み

月毎に標準的販売価格（粗収益）と標準的生産費（生産コスト）を算出し、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、その差額の9割を交付金として交付します。

また、交付金の額の1/4に相当する額は、肉用牛の生産者が積立金管理者又は機構に納付する負担金により積立てられた「積立金」から、「積立金から支払われる額」として支払われます。残りの3/4に相当する額（国費）は、「交付金として支払う額」として、機構が支払います。



3 生産者の主な条件

肉用牛を販売する目的で、肉用牛の肥育を業として行っている者

ただし、資本金の額が3億円を超え、かつ、従業員の数が300人を超える会社、暴力団員等、畜産経営の安定に関する法律その他関係法令に違反し罰則以上の刑に処された者等は除きます。

4 業務対象年間

3年間（最初の業務対象年間は、平成30年12月30日から令和4年3月31日まで）

5 生産者負担金の額（平成31年度）

肉専用種	交雑種	乳用種
27,000円	17,000円	19,000円

※肉専用種は地域算定、交雑種・乳用種は全国算定。